

令和 5 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 5 年 3 月 2 日 提 出

目 次

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
報告第2号	工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（3-2））	2
報告第3号	工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（3-3））	4
議案第4号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6
議案第5号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	8
議案第6号	東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	9
議案第7号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第16号）	別添
議案第8号	令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	別添
議案第9号	令和4年度東浦町下水道事業会計補正予算（第3号）	別添
議案第10号	令和5年度東浦町一般会計予算	別添
議案第11号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第12号	令和5年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第13号	令和5年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第14号	令和5年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第15号	令和5年度東浦町下水道事業会計予算	別添
議案第16号	町道路線の認定について	30

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を令和5年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

杉山信義

半田市東雲町 昭和39年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員杉山信義の任期が、令和5年4月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

報告第2号

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（3-2））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 9 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（3－2））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
三丁公園整備工事（3－2）
- 2 路線等の名称
三丁公園
- 3 工事場所
知多郡東浦町大字藤江字トウズ地内
- 4 契約金額
 - (1) 変更前
192,500,000 円
 - (2) 変更後
199,993,200 円（7,493,200 円の増額）
- 5 契約の相手方
 - (1) 名称
高木建設株式会社
 - (2) 代表者
代表取締役 高木 和人
 - (3) 所在地
知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6
- 6 変更理由
芝生保護マットの敷設等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第3号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（3-3））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 9 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（3－3））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（3－3）
- 2 路線等の名称
於大公園
- 3 工事場所
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内
- 4 契約金額
 - (1) 変更前
71,940,000 円
 - (2) 変更後
79,046,000 円（7,106,000 円の増額）
- 5 契約の相手方
 - (1) 名称
株式会社ヒューテック
 - (2) 代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - (3) 所在地
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 6 変更理由
浄化槽の撤去等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

議案第4号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前																
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長及び副議長の項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長</td> <td style="text-align: center;">280,000円</td> </tr> <tr> <td>議員の項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長及び副議長の項	略	常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長	280,000円	議員の項	略	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長及び副議長の項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td style="text-align: center;">280,000円</td> </tr> <tr> <td>議員の項</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長及び副議長の項	略	常任委員長	280,000円	議員の項	略
区分	議員報酬月額																
議長及び副議長の項	略																
常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長	280,000円																
議員の項	略																
区分	議員報酬月額																
議長及び副議長の項	略																
常任委員長	280,000円																
議員の項	略																

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年5月1日から施行する。

提案理由

議会の議員の期末手当に係る加算割合を改める等のため提案するものである。

議案第5号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和61年東浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に <u>100分の20</u> を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当に係る加算割合を改めるため提案するものである。

議案第6号

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年東浦町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条―第8条関係）

対象区域の名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		(キ)	
	計画地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の位置の制限	適用除外の建築物等	最高の高さ	各部分の高さ
東浦		次に掲げる建築物以外の建						10メ	建築物の各部

石浜西部地区整備計画区域	<p>建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 自動車庫で床面積の合計が50平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(畜舎又は法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)若しくは(12)の物品の貯蔵若しく</p>						メートル	分の高さ(地盤面からの高さによる。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣界地境界線の真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。
--------------	--	--	--	--	--	--	------	---

		は処理に 供するも のを除 く。)							
東 浦 藤 江 北 部 地 区 整 備 計 画 区 域		次に掲げる建 築物以外の建 築物 (1) 法別表 第2 (は) 項第1号 から第5 号まで及 び第7号 に掲げる もの (2) 自動車 車庫で床 面積の合 計が50平 方メートル以内の もの(3 階以上の 部分をそ の用途に 供するも のを除 く。) (3) 前2号 の建築物 に附属す るもの (畜舎又 は法別表 第2 (る) 項第1号 (1) か ら(3)						12 メ ー ト ル	

		まで、 (11) 若しくは (12) の物品の貯蔵若しくは処理に供するものを除く。							
東浦藤江樋地区整備計画区域		自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。）						12 メ ー ト ル	
上子新田地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもの (2) 自動車車庫で床面積の合						15 メ ー ト ル	

	計が50平方メートル以内のもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） （3）前2号の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）							
B地区	（1）自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） （2）畜舎（建築物に附属するものを含む。）						12 メ ー ト ル	
C地区	（1）ホテル 又は旅館 （2）マー							

		<p>ジャン 屋、ぱち んこ屋、 射的場、 勝馬投票 券発売 所、場外 車券売場 その他こ れらに類 するもの</p> <p>(3) 倉庫業 を営む倉 庫</p> <p>(4) 自動車 車庫で床 面積の合 計が50平 方メート ルを超え るもの (同一敷 地内にあ る建築物 に附属す るものを 除く。)</p> <p>(5) 畜舎(建 築物に附 属するも のを含 む。)</p>						
中 子 新 田 地 区	A地区	<p>次に掲げる建 築物以外の建 築物</p> <p>(1) 法別表 第2(は) 項第1号</p>						18 メ ー ト ル

整備計画区域		<p>から第5号まで及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートル以内のもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)</p>						
	B地区	<p>(1) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(2) 畜舎(建</p>					15メートル	

	<p>建築物に附属するものを含む。)</p>							
C地区	<p>(1) ホテル 又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。) (5) 畜舎(建築物に附属するものを含む。)</p>							

緒川 駅東地区 整備計画 区域	A地区	む。 (1) ホテル 又は旅館 (2) キャバ レー、料 理店、ナ イトクラ ブ、ダン スホール その他こ れらに類 するもの (3) 個室付 浴場業に 係る公衆 浴場その 他これに 類する建 築基準法 施行令 (昭和25 年政令第 338号) 第 130条の 9の2で 定めるも の (4) 倉庫業 を営む倉 庫 (5) 畜舎(建 築物に附 属するも のを含 む。)							
	B地区	(1) 工場(建 築基準法							

		<p>施行令第130条の6で定めるものを除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(6) 畜舎(建築物に附属するものを含む。)</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

C地区	<p>(1) ホテル 又は旅館</p> <p>(2) 倉庫業 を営む倉 庫</p> <p>(3) 自動車 車庫で床 面積の合 計が50平 方メート ルを超え るもの (同一敷 地内にあ る建築物 に附属す るものを 除く。)</p> <p>(4) 畜舎(建 築物に附 属するも のを含 む。)</p>						
D地区	<p>(1) 自動車 車庫で床 面積の合 計が50平 方メート ルを超え るもの (同一敷 地内にあ る建築物 に附属す るものを 除く。)</p> <p>(2) 畜舎(建 築物に附</p>					12 メ ー ト ル	

	属するものを含む。)							
E地区	(1) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる事業を営む工場 (2) ホテル又は旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (6) 劇場、							

		<p>映画館、 演芸場又 は観覧場</p> <p>(7) 倉庫業 を営む倉 庫</p> <p>(8) 自動車 車庫で床 面積の合 計が50平 方メート ルを超え るもの (同一敷 地内にあ る建築物 に附属す るものを 除く。)</p> <p>(9) 畜舎(建 築物に附 属するも のを含 む。)</p>							
相生の丘地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専用住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)	10分の10	10分の6	300平方メートル	1メートル	(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル	10メートル	
	B地区	次に掲げる建							

	<p>建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建て又は長屋建ての専用住宅</p> <p>(2) 共同住宅（10戸以上のものを除く。）</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）</p>					<p>以下の物置その他これに類する用途に供するので、軒高が2.5メートル以下であり、かつ、床面積の計10平方メートル以下のもの（次に掲げるものを除く。）</p>	
--	---	--	--	--	--	--	--

							(3)自動車庫軒高が2.5メートル以下のもの		
東浦石浜工業用地地区整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1)工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)の大分類E-製造業に属するものに限る。)、当該工場に関連する研究開発施設	10分の15	10分の6	4,000平方メートル。ただし、本項(イ)欄第2号に掲げる建築物を除く。	20メートル	(1)本項(イ)欄第2号に掲げる建築物 (2)軒の高さが3メートル以下の守室その他これに類するもの			

		<p>(標準産業分類の大分類E—製造業に属するものに限る。)及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1号の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(ア) 法別表第2(る)項第1号(1)から(4)まで、(30)及び(31)に掲げる事業</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>を営む 工場</p> <p>(イ) 法別 表第2 (る) 項第1 号(1) から (3) まで、 (11) 若しく は(12) の物品 の貯蔵 又は処 理に供 するも ので建 築基準 法施行 令第 130条 の9第 1項 (数量 は、同 項の表 中準工 業地域 欄のも のとし る。)で 定める もの</p> <p>(2) 前号の 建築物の ための従</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		業員寮 (3) 第1号 の建築物 に附属す るもの							
東 浦 石 浜 南 部 地 区 整 備 計 画 区 域	A地区	次に掲げる建 築物以外の建 築物 (1) 一戸建 ての専用 住宅 (2) 前号の 建築物に 附属する もの(畜 舎を除 く。) (3) 公園、 集会所、 ガスガバ ナーの敷 地内の建 築物	10分の 10	10分の 5	200 平 方メー トル。 た だ し、開 発行為 の完了 公告時 点に 200 平 方メー トル以 下であ る敷地 を除 く。	0. 6 メー トル	(1)外壁 又は これ に代 わる 柱の 中心 線の 長さ の合 計が 3 メー トル 以下 のも の (2)物置 その他 これ に類 する 用途 に供 する ので、 軒高 さが 2.5 メー トル	10 メー トル	建 築 物 の 各 部 分 の 高 さ は、道 路 斜 線 制 限 に お いて は 当 該 部 分 か ら 前 面 道 路 の 反 対 側 の 境 界 線 ま で の 水 平 距 離 に 1.25 を 乗 じ て 得 た も の 以 下 と し、北 側 斜 線 制 限 に お いて は 当 該 部 分 か ら 前 面 道 路 の 反 対 側 の 境 界 線 又 は 隣 地 境
	B地区	次に掲げる建 築物以外の建 築物 (1) 一戸建 ての専用 住宅 (2) 前号の 建築物に 附属する もの(畜 舎を除 く。)							
	C地区	次に掲げる建 築物以外の建							

		<p>建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第4号及び第6号に掲げるもの</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)</p>					<p>以下であり、かつ、床面積の計が5平方メートル以下のもの(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 自動車庫で軒高さが2.5メートル以下のもの</p>	<p>界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。</p>
	D地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第5号に掲げるもの</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)</p>						
東浦取手地区整					160 平方メートル			

備 計 画 区 域									
上 割 木 地 区 整 備 計 画 区 域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号及び第2号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号で定めるものを除く。)	10分の10	10分の6	200平方メートル。ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地の全部を一敷地として使用するものについて	0.6メートル	(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの (2)物置その他これに類する用途供するので、軒高さが2.5メートル以下	10メートル	建築物の各部分の高さは、法第56条において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10分の10のものに適用される規定に適合するものとする。	

					ては、この限りでない。		であり、かつ、床積合が5平方メートル以下のもの(次に掲げるものを除く。)		
							(3)自動車庫の軒高さが2.5メートル以下のもの		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

東浦石浜南部地区整備計画区域における建築物の用途の制限を改めるため提案するものである。

議案第 16 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神谷明彦

整理番号	路線名	起 点 (地先)	重要な経過地
		終 点 (地先)	
5186	生路 186 号線	東浦町大字生路字傍示松 79 番 1	
		東浦町大字生路字傍示松 49 番 6	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。